

松山市保育体制強化事業補助金交付要綱

令和2年1月27日

要綱第3号

改正 令和3年2月12日要綱第5号

改正 令和4年3月30日要綱第44号

改正 令和5年2月13日要綱第5号

改正 令和5年12月5日要綱第92号

(趣旨)

第1条 市は、保育の体制を強化し、もって保育士及び保育教諭（以下「保育士等」という。）の就労継続及び離職防止を図り、保育士等が働きやすい職場環境を整備するとともに、児童の園外活動時の安全管理を図るため、地域住民、子育て経験者等の多様な人材（保育士資格を有しない者に限る。以下「保育支援者」という。）を保育に係る周辺業務に活用し、保育士等の負担を軽減する事業を行う施設に対し、予算の範囲内において松山市保育体制強化事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、松山市補助金等交付規則（昭和44年規則第6号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

(資料の提供等)

第2条 市長は、補助金の交付を受けようとする者その他の関係者に対し、保育人材確保事業の実施について（平成29年4月17日雇児発0417第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添6に定める保育体制強化事業実施要綱（以下「国要綱」という。）その他この要綱の運用上必要な資料及び情報を提供するとともに、必要に応じて広く公表するものとする。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、保育支援者の配置、歩等の児童の園外活動時の見守り等及びスポット支援員の配置に係る事業とする。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、次の表の左欄に掲げる補助事業に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる、国又は地方公共団体以外の者が市内に設置するものとする。

保育支援者の配置	国要綱 5（1）の実施要件を充足する保育所（保育所型認定こども園含む。）及び幼保連携型認定こども園
児童の園外活動時の見守り等及びスポット支援員の配置	国要綱 5（2）又は（3）の実施要件を充足する保育所（保育所型認定こども園含む。）、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業及び幼稚園型認定こども園

（補助対象経費及び補助金額）

第 5 条 補助金の対象となる経費及び補助金額は、保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について（令和 5 年 10 月 12 日こ成事第 520 号こども家庭庁長官通知）の保育対策総合支援事業費補助金交付要綱別表に定めるところによる。ただし、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 11 条に規定する子どものための教育・保育給付その他の給付により、当該経費が交付されるときは、対象外とする。

（補助金の申請）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が定める期日までに、松山市保育体制強化事業補助金交付申請書（第 1 号様式）、及び収支予算書（第 2 号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付又は不交付の決定）

第 7 条 市長は、前条の申請書の提出があった場合において、補助金の交付又は不交付の決定を行ったときは、松山市保育体制強化事業補助金交付（不交付）決定通知書（第 3 号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付決定額の変更）

第 8 条 前条の規定による交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、保育支援者の配置状況の変更等により、交付決定額に変更が生じるときは、市長が定める期日までに、松山市保育体制強化事業補助金変更交付申請書（第 4 号様式）及び変更後の収支予算書（第 2 号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、当該申請書の審査を行い、交付決定額の変更の可否及び変更する場合にあっては変更後の額を決定し、その結果を松山市保育体制強化事業補助金交付決定変更通知書（第 5 号様式）により、速やかに補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

第 9 条 第 7 条又は前条第 2 項の規定により交付決定額の通知を受けた者は、補助金の請

求ができるものとする。

2 前項の規定により請求を行う者は、松山市保育体制強化事業補助金請求書（第6号様式）に関係書類を添えて、市長が定める期日までに提出しなければならない。

（補助金の概算払）

第10条 市長は、前条の規定にかかわらず、事業の実施上必要と認めるときは、補助金の一部又は全部を概算払することができる。

2 補助事業者は、前項の概算払の交付を受けようとするときは、松山市保育体制強化事業補助金概算払請求書（第7号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、市長が定める期日までに提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 補助金の交付を受けた申請者は、松山市保育体制強化事業実績報告書（第8号様式）、収支決算書（第9号様式）及び市長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、松山市保育体制強化事業補助金額確定通知書（様式第10号）によりその旨を補助事業者に通知するものとする。

（補助金の取消し等）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の一部又は全部の決定を取り消し、既に交付されている補助金の返還を求めることができる。

- (1) 国要綱及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により交付を受けたとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

（届出等の免除）

第14条 規則第8条ただし書の規定により、この要綱に基づく補助金については、同条各号に掲げる書類の提出を要しないものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成31年4月1日以後に行った補助事業から適用する。

付 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和2年4月1日以後に行った補助事業から適用する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和3年4月1日以降に行った補助事業から適用する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和5年4月1日以降に行った補助事業から適用する。